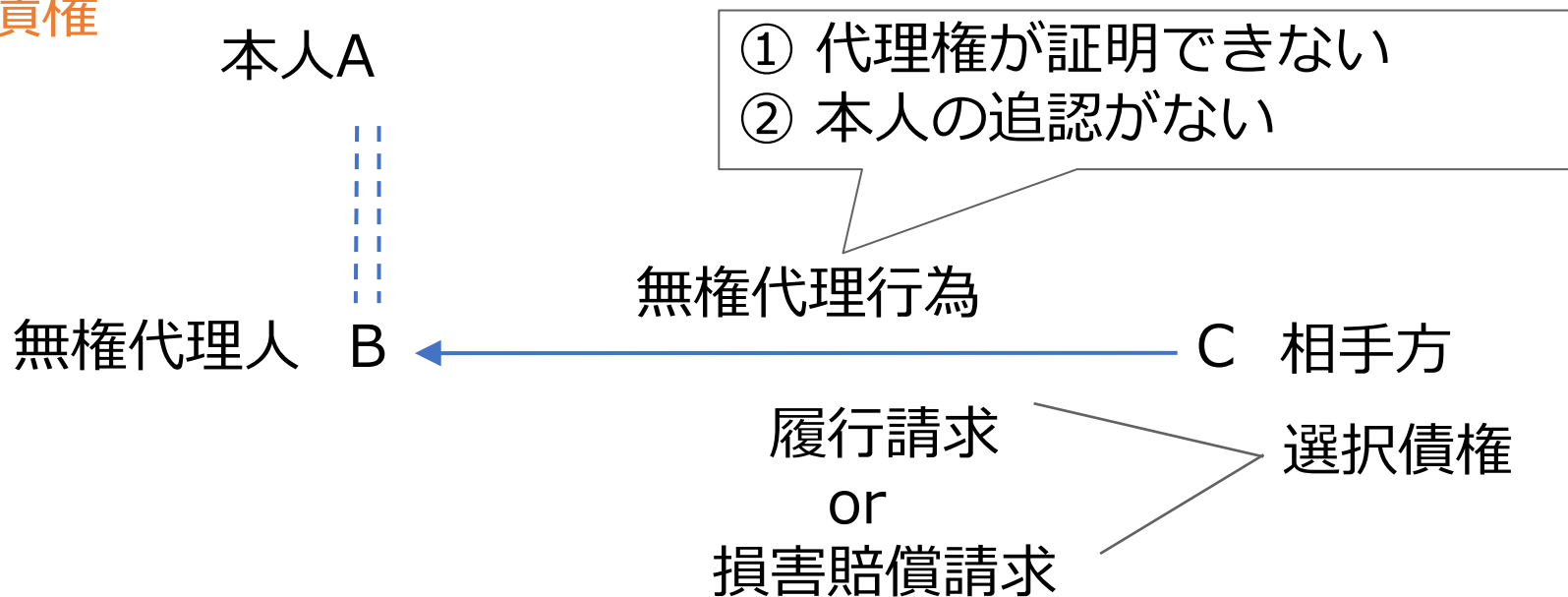


# 無権代理人の責任

## (1) 総論

- ・ 無権代理人は、相手方の選択に従い、①履行の責任、②損害賠償責任、のいずれかを負う（117条1項）
- ・ 逆に、相手方は、無権代理人に対して、①履行請求か、②損害賠償請求をなすことができる
- ・ ①②は、**選択債権**



- ・ 117条による無権代理人の責任は、**無過失責任**
- ・ 制度趣旨は、自ら無権代理行為をした場合における、相手方の取引安全・代理制度への信頼の保護

第117条 他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明したとき、又は本人の追認を得たときを除き、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。

② 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき。
- 二 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかったとき。ただし、他人の代理人として契約をした者が自己に代理権がないことを知っていたときは、この限りでない。
- 三 他人の代理人として契約をした者が行為能力の制限を受けていたとき。

## **(2) 実体法上の要件**

- ① 無権代理行為である（代理人が代理権を証明できない、117条1項）
- ② 本人の追認がない（117条1項）
- ③ 相手方が取消権を行使していない（115条参照）
- ④ 無権代理であることにつき相手方が善意（無過失）であること（117条2項1号、2号）
- ⑤ 無権代理人が行為能力を有すること（117条2項3号）

## ※④について

- ・ 無権代理人の責任は無過失責任（重い責任）
- ・ これとの均衡から相手方には善意無過失要求

### ▼ しかし

- ・ 相手方に過失がある場合でも、無権代理人が無権代理である事を知ってあえてそのような行為をしたときまで無権代理人を免責するのは均衡を失する

### ▼ そこで

- ・ このような場合は相手方が善意であれば通常の過失があっても相手方を保護することとした（117条2項2号但書）

### **(3) 履行請求**

- ・ 有権代理であった場合に、本人と相手方との間で成立するはずであった契約が、無権代理人と相手方との間で成立したのと同様に扱われる
- ・ 履行できない場合は、債務不履行責任となる
- ・ 無権代理人は、相手方に対して契約から生じる権利を取得する

### **(4) 損害賠償請求**

- ・ 相手方は、契約が有効であり履行されたならば得られたはずの利益（履行利益）の賠償を求めることができる（判例）

## (5) 無権代理人の責任と表見代理

- ・ 相手方は、表見代理の主張ができる場合においても、これを主張せず無権代理人に対し117条の責任を問うことができ、無権代理人は、表見代理が成立することを理由に117条の責任を免れることはできない（最判昭62・7・7）
- ∴ 表見代理は無権代理人保護を目的とするものではなく、117条は表見代理が成立しない場合の補充規定ではない